

関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(Webサイト掲載日: 令和6年12月26日)

開催日及び場所		令和6年12月5日(木) 関東森林管理局 2階大会議室		
委員		後藤 充隆 (弁護士) 臂 真里緒 (ジャーナリスト) 武藤 善行 (公認会計士)		
審議対象期間		令和6年7月1日 ~ 令和6年9月30日		
審議対象案件		168件	うち、1者応札案件 71件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出案件		5件 (抽出率 3.0%)	うち、1者応札案件 3件 (抽出率 4.2%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち 1者応札 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
	随意契約	0件		
	業務	一般競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
	その他の随意契約	0件		
	物品・役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし	
随意契約(その他)		1件		
(特記事項) 落札率が高い案件又は随意契約となった案件等を抽出して審議				
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等	
	○本件林道事業について、一者応札の改善策として、事業実施期間を可能な限り長くすること、入札時期を見直し、参加者が多く見込まれる時期に実施するとの説明だが、本件のような事業の入札が増えると見込まれる時期とはいつごろか。(契約番号:B002)		当初予算が4月までに成立し、それから準備を始めると6月が発注時期となることが多い。そのため、それよりも早い時期に発注をかけ、事業者の作業計画に組み込んでいただけるよう早期発注の努力をしているところ。	
	○地方公共団体の発注時期も6月となるのか。そうであれば、事業者としてはどの事業を取った方が得かという選択の話になるが、難易度が高い又は、作業者の負担が大きい事業は避けられてしまうと思われ、応札者が多い時期では不利な状況になるのではないか。(契約番号:B002)		おっしゃる通り6月。早期発注をすると、それだけ事業者は作業期間を長く確保でき、それにより事業者の中では抱えている他の事業と重複しない時期に実施できるよう作業期間を調整しやすくなり、受注しやすくなると考えている。 林野庁としても、選ばれる森林土木をめざし、関係者との意見交換や積算の見直し等を行っているところ。土木業者自体が減っていく中で難しいところではあるが、これから選ばれる森林土木を目指した取組を進めていく考え。	
○この工事個所については、令和3年度から単年度事業を3年間継続して実施しているとのことだが、3年間分の事業をまとめて一つの3年間契約として実施することはできないのか。(契約番号:B002)		そのような複数年にするなど選択肢もあるが、本件については、予算の事情などに加えて、事業地が川ということもあり、10月以降の濁水時期でないと工事が進められないという事情もあることから、単年度事業を3年間連続して実施することとした。		

	<p>○公告から開札に至るまでの期間は最短10日とのことだが、最長の定めはあるか。この期間が長いほど入札参加事業者が増えることが期待できるのか。(契約番号: O001)</p>	<p>最長の期間については定めはない。おっしゃるとおりであるが、本件については、支署において入札参加事業者が増えることを期待し、長めの36日間の期間を取ったところであるが、結果として一者応札となっているところ。</p>
	<p>○福島県の石川地区については、林業が盛んで事業者もいると思うが、同じ事業者による一者応札が続いている現状の改善に向けてどのような取組を行っているか。(契約番号: O001)</p>	<p>当該地域は、農林業が盛んな地域であり、国有林以外にも地方公共団体や個人などの民有林からの事業発注もあり、事業者のなかで民有林を専門とする事業者や規模の大きい国有林の事業を専門とする事業者とに分かれているように感じられる。 国有林としては、新規参入を促すために、様々な情報発信をしており、地域においては署長等が新規参入をいただけるよう声掛けしているところ。また、関東局としても、不特定多数の事業者向けに年に1・2回、説明会や意見交換会等を実施するなど情報発信に取り組んでいるところ。しかしながら、山間地域の過疎化や高齢化が進んでおり、新規参入が思うように進んでいないのが現状。</p>
	<p>○本事業について、3回入札公告をしたものの、3回とも入札参加資格申請がなかったことから、随意契約する結果となったが、このようなことはよくあるのか。(契約番号: N022)</p>	<p>一昔前まで考えられなかったが、今回このような結果となってしまった。本件については下刈りをしないと植付けした苗木が枯れてしまう恐れがあるため、延期できず、随意契約での実施となった。地域にもよるが林業労働者の減少は著しく、特に下刈りは夏季に実施する事業であるため、現場環境が過酷で敬遠される傾向にあることから、今後も状況は厳しくなると思われる。</p>
	<p>○見積合わせにおいて、提出された見積書の金額が予定価格の範囲であったことから随意契約となったが、仮に、提出されたすべての見積書の金額が予定価格を上回った場合はどうするのか。予定価格を変えることはできないが、何回でも見積を依頼できるのか。(契約番号: N022)</p>	<p>見積合わせの結果、予定価格に達しない場合は、執行官の判断により、2回以上見積書の提出を求めることは可能である。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	

関東森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	令和6年12月5日(木) 関東森林管理局2階大会議室			
委員	後藤 充隆 (弁護士) 臂 真里緒 (ジャーナリスト) 武藤 善行 (公認会計士)			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	・			・
	内容等 該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				